

平成22年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年3月10日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	桑原勇一君
13番	杉本益三君	14番	薄井和平君
15番	石田彬良君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大金 伊一 君	副 町 長	佐藤 佳正 君
教 育 長	桑野 正光 君	会計管理者兼 会計課長	吉成 啓二 君
総務課長	佐藤 良美 君	企画財政課長	益子 実 君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司 正幸 君	税務課長	川俣 勇也 君
住民生活課長	阿久津 実 君	健康福祉課長	小室 定子 君
建設課長	塚原 富太 君	農林振興課長	山本 勇 君
商工観光課長	高野 麻男 君	総合窓口課長	薄井 績 君
上下水道課長	手塚 孝則 君	環境総合推進 室長	星 康美 君
学校教育課長	荒井 和夫 君	生涯学習課長	藤田 悦男 君
農業委員会 事務局 長	秋元 誠一 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	田村 正水	書 記	橋本 民夫
書 記	岩村 照恵	書 記	深澤 昌美

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（石田彬良君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（石田彬良君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

一般質問

議長（石田彬良君） 日程第1、一般質問を行います。

鈴木和江君

議長（石田彬良君） 11番、鈴木和江さんの質問を許可します。

11番、鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） 改めましておはようございます。

11番、鈴木和江です。

通告順に従いまして1項目について質問させていただきますので、誠意ある答弁をお願いいたしたいと思います。

那珂川町の観光の取り組みについて。

栃木県を代表する日光、那須塩原などの観光客の来客数が昨年度は減少したとの新聞報道がありました。特に宿泊者数の減少率が大きかったと言われております。当町は、栃木県内

の市町では歴史的史跡、美術館、温泉、小砂焼、社寺、野菜直売所、カタクリの群生地など数多くあり、小さな町としては豊富な観光資源に恵まれていると思います。

先人から脈々として受け継がれ、魅力ある観光資源として守り育ててきた人の手による文化を私たちは今できることを実践し、次の世代に引き継いでいく使命が求められていると思います。

当町は地理的には県の最東部ということもあり、また、日光、那須塩原など県の北部地域に全国的に知名度の高い観光地がありますので、特色ある歴史や文化、自然、食文化を生かした観光の取り組みとともに近隣市町との連携を図りながら集客を目指していくことが必要かと考えております。

茂木町では数年前から農業体験交流によるまちづくりを行っております。例えば、ゆずの里オーナー制度による都市との交流や棚田の再生、棚田を再生し、棚田米の酒づくりなどに取り組んでおります。ゆずの里オーナー制度は、苗木のオーナーを都市に住む市民に購入していただき、ゆずの木を育てることも体験していただき、収穫の季節には、家族や友人がこぞって収穫を行うというものです。

また、茂木町の棚田は地域住民と都市との交流の実践が評価され、全国棚田百選にも選ばれておりますが、やはり、オーナー制度を取り入れ、田植えから収穫まで棚田での体験をしながら地域住民との交流をしているものです。

さらに棚田の米を使用し、地元の酒造会社で棚田の酒を醸造販売しております。茂木町では、山間地の農業と観光を都市市民との交流により農産物やゆずの加工品などの販売促進につなげていることです。那珂川町でも茂木町で取り組んでいる農業と観光と都市の人々との交流によるまちづくりに学ぶことも数多くあるものと考えております。

このような観点から質問させていただきます。

1点目として、那珂川町の観光資源は、さきに述べましたようにさまざまな領域にわたり数多くあるわけですが、これらの資源を最大に生かした観光への取り組みが必要かと思えます。具体的には、観光、農業、商工会、美術館などの関係者による懇談会を開催し、これまでの観光客のニーズを集約し、リピーターとして何度も町を訪れていただける条件整備をつくり上げていくことができるのではないかと考えておりますが、町のお考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、那珂川町の観光の活性化を考えると、歴史的、文化的遺産を加味し、観光につなげていくことも大切ではないかと思えます。昔から食の歴史や祭り、伝

統芸能など、暮らしの中で親から子へと守り伝えられてきた年中行事など今でも数多く残っております。食の歴史としては、栃木県人ならばだれでも知っている「しもつかれ」などは、代表的な食べ物の一つではないでしょうか。ばとう道の駅の「しもつかれ」は大変おいしいとの評判で、需要にこたえられないとのこともお話も聞いております。

また、江戸時代から続いているという諏訪神社の富山ささら舞、鷲子山上神社の夜祭り、静神社のたけのご祭りなどがあり、このような地域の特性をPRの素材として付加価値をつけることができるものと思います。

このような視点を見出していくには、やはり長年郷土の歴史を研究されている郷土史家の方々の協力や支援をいただくことも必要ではないかと思いますが、この点につきまして町のお考えをお伺いいたします。

3点目として、観光で訪れた人が知らない土地を訪れた際に最初に町の観光施設がどこにどのようなものがあるかというのを調べることから始まります。当町でも観光パンフレットが作成されておりますが、パンフレットがイラストでつくられているため、道順や方角、距離などを把握することが困難です。

市町村によっては、観光の拠点施設から距離や名所の概略を地図の外側に記載し、史跡や美術館等はもちろん、特産品、菓子店、飲食店などの情報も記載されております。旅行者にとっては大変便利で親切なものとなっております。当町においてもこのようなパンフレットを作成することができないか、お伺いいたします。

4点目といたしまして、観光客が町を訪れた際に最初に目にするのは町にある観光施設などの看板です。当町は、それぞれの旅館や美術館などの観光施設が道路に沿って看板を設置しております。那珂川町は、木材資源が豊富な町ですので、間伐材を活用して観光施設の看板を統一して設置してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

5点目といたしまして、那珂川町が雑誌で取り上げられたときは、栃木県の東部地区というエリアで益子、烏山と一緒に掲載されることが多かったのですが、今後、近隣市町との地域連携を図りながら旅行雑誌への掲載を働きかけることも必要ではないかと考えますが、この点につきましてはどうにお考えでしょうかお伺いいたします。

以上5点、第1回目の質問といたします。

議長（石田彬良君） 答弁願います。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から那珂川町の観光の取り組みに関する鈴木議員のご質問の第1点目についてお答えをいたします。

那珂川町には年間180万人の人が観光客として訪れています。農業、商店街、美術館など、これらの観光客のニーズを集約してリピーターをつくっていくことに関して、各組織が単独ではまとめることは難しいと思われます。

4月からはですね、旧2町にあった商工会と観光協会が合併をしまして新生那珂川町商工会並びに那珂川町観光協会が発足しますので、これらの団体と協力をして条件整備については今後も検討していきたいと考えております。

他の質問については、担当課長に答弁をさせます。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 鈴木議員の2点目から5点目についてお答えいたします。

まず2点目の食の歴史をたどり年中行事、風俗など地域の特性をPRして付加価値をつけることですが、長年郷土の歴史を研究されている郷土史家の方々に協力や支援を求める必要があります。このため、郷土史家の方々と連携を促進していきたいと考えております。

3点目の当町の観光パンフレットは、現在、合併時に作成いたしました観光パンフレットを使用しております。各種団体の委員にお願いし、アイデアコンペ方式により平成22年度には新しい観光パンフレットを作成する予定であります。

これには、「那珂川町まるごとナビ観光ガイド」と題して那珂川町の春夏秋冬を紹介するとともにいやす、遊ぶ、見る、買うや歳時記、絶景那珂川町、那珂川町散策ツーリズムなどのほか、鈴木議員ご提案の道順や方向、距離などを盛り込み、地域便利マップにより主要地域からのアクセス、現在のカーナビの普及に対応したカーナビ検索便利帳などを記載した、那珂川町の情報が満載したより魅力あるわかりやすパンフレットを作成していきたいと考えております。

4点目の観光施設のへの統一した案内看板の設置ですが、町内の観光看板については、学官連携の事業で本年度宇都宮メディアアーツ専門学校の生徒にデザインを提供していただき、現在、町内8カ所の看板の更新を進めているところであります。

本年度末には、新しい看板が完成する予定であります。今後は看板などの更新時には鈴木議員ご提案の間伐材の活用を含めて検討していきたいと考えております。

5点目の近隣町村との連携して旅行雑誌への働きかけであります。県東京事務所、県観光交流課と、県観光物産協会と連携をして、2月に首都圏マスコミエキスカッションを実施

したところです。これには、大田原市、那須烏山市も一緒にこの栃木県東部地区のよさをPRしました。首都圏の旅行雑誌記者約19名がこの地区に1泊2日の日程で滞在し、当町では小砂焼絵付け体験や温泉トラフグの養殖場などを見学していきました。

やすらぎの栃木路共同宣伝協議会、栃木県立自然公園協議会、栃木県道の駅連絡協議会、那珂川町、大田原市、那須町で設置しております八溝県立自然公園連絡協議会と連携を図りながら当町の観光情報をPRしたいと考えております。

旅行雑誌への掲載については、昨年度県の事業により旅の手帳12月号、4月号に夕焼け温泉郷那珂川町が掲載されました。そのほか、フリーペーパーにも何度も当町が掲載されております。一般には旅行雑誌への掲載は有料で掲載料は高額となるために掲載はできませんが、無料で掲載していただける旅行雑誌につきましては、情報提供して積極的に掲載の働きかけをしていきたいと考えております。

以上です。

議長（石田彬良君） 鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） 1点目について質問いたします。

今日、少子高齢化と言われ観光や旅のスタイルも変化してきていると思われませんが、都市や県内外の方々は何を求め、どのような魅力を感じているかということを知ることが重要ではないかと思えます。

その中で、都市などの人々の求めるニーズにこたえていくためには、那珂川町の行政が中心となり、4月に合併する観光協会と商工会や農業団体との連携を図りながら協力関係を構築し、定期的な情報交換の場を設け、観光資源を生かした取り組み、特に相乗効果を生み出すことによって、那珂川町ならではの新たな観光資源を再発見し、付加価値を高めていくことができるものと考えております。

2点目の答弁に対しましては那珂川町も奈良時代には「那須のゆりがね」と、和歌に詠まれ、水戸藩時代に光圀が当地を十数回訪れているという歴史的な事実があります。このような歴史的な背景の中に、観光やまちづくりに結びつくヒントが隠されているものと思われまますので、今後、郷土史家の方々との連携を密にして那珂川町の活性化につなげていきたいと思えますが、観光協会のほうとの連携をとりながらよろしくお願ひしたいと思えます。

3点目ですが、22年度に那珂川町の情報が満載の魅力あるわかりやすいパンフレットが作成されるということですので、大変期待するところでございます。観光客をふやしていくに

は地道ではありますが、町を訪れた方々に満足していただけるもてなしやサービスが必要と思います。特に人から人への口コミをふやしていくことは、訪れた人が他の友人に紹介することができる資料として活用していただけるものと思いますので、その点についてよろしくお願いいたします。

1点目のほうの質問をお願いします。途中でやめます。何か一問一答ではまずい、それでは、もう一度、1点目の質問について、質問しましたので答弁のほうをお願いいたします。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 鈴木和江議員が言われたとおりだと思っております。今後とも、これから、新しく商工会と観光協会が合併して新生那珂川町の商工会、観光協会が発足しますので、その団体と協力して、この条件整備について今後もお話をして検討をしていきたいと、そう思っております。

議長（石田彬良君） 鈴木和江さん。

〔 11番 鈴木和江君登壇 〕

11番（鈴木和江君） では、2点目のほうで再質問いたします。

那珂川町の奈良時代に「那須のゆりがね」と和歌に詠まれ、水戸藩時代に光圀が当町を十数回訪れたという歴史的な事実があります。このような歴史的な背景の中に、観光やまちづくりに結びつくヒントが隠されているものと思われます。今後、郷土史家の方々との連携を密にして那珂川町の活性化につなげてはどうかと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 今、鈴木議員から提案された、ぜひ郷土料理については以前、こんな冊子を馬頭的生活改善クラブの方が年中行事と伝承料理ということでまとめた冊子がありますので、これなどを参考にしながら、今後、検討させていただきたいと考えております。

議長（石田彬良君） 鈴木和江さん。

〔 11番 鈴木和江君登壇 〕

11番（鈴木和江君） それでは、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

3点目といたしまして、22年度に那珂川町の情報が満載された魅力あるわかりやすいパンフレットが作成されるということですので、大変期待するところですが、観光客をふやしてくには地道ではありますが、町を訪れた方々に満足していただけるもてなしやサービスが必要と思います。特に人から人への口コミをふやしていくことは、訪れた人が他の友人に紹介す

ることができる資料として活用していただけるものと思います。

これから町の取り組みとしてどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 先ほども答弁したとおり、以前はこんな那珂川町という観光パンフレットをつくっておりましたが、これですと立てかけの観光スタンドに入れますと、中に埋もれてしまうのです。それで、今回はちょっと縦長のA4版を2つに折ったくらいでもうちょっと高いのですと那珂川町のパンフレットが目立つようなどこへ行ってもそういうアイデアを盛り込んだパンフレットをつくっていきたいと考えております。

議長（石田彬良君） 鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） それではぜひそのようなパンフレットを作成いたしまして、PRに力を入れていただきたいと思います。

それでは4点目の那須温泉は小さな看板ながらも焦げ茶色の下地に白の文字でペンションや旅館のテーマパークなど道の片隅に設置されております。この看板は統一されていることから、小さくても車などを運転する方々には大変わかりやすいとの評価があると聞いております。当町でも現在、学官連携の事業で、町内8カ所の看板の更新を進めており、本年度末には完成する予定ということですので、大変期待するところであります。

どのような看板ができるのか楽しみではありますが、まだそういうところはわからないんですか。どのような看板で、学官連携のほうで設置するのか、もしわかりましたら教えてくださいたいと思います。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 実際にきょうは看板のデザインについてお持ちをしなかったんですが、3月末までには、看板は新しいもの、夕焼け温泉郷という形で作成する予定であります。学官連携についての宇都宮メディアアーツの生徒さん、2人の女生徒さんが作成してくれましたもので、今までの看板とはちょっとイメージが違った、旅行者が来てちょっとこれはというような感じの斬新な看板だと思います。

先日も3月5日にメディアアーツ専門学校の卒業式に行ってきました、その生徒さんに記念品を贈ってきました次第であります。

議長（石田彬良君） 鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） 3月末には斬新な看板ができるということですので、期待するところでございます。

5点目といたしまして、新聞やテレビなどのマスメディアは観光振興に大変有効な手段だと思います。これまで機会があるごとに那珂川町が紹介されておりますが、よく旅行者が手にするJTBが発行する旅行雑誌には広重美術館、いわむらかずお絵本の丘美術館、小砂焼などが紹介されたこともあります。旅行や観光地を訪れるときに、インターネットから観光情報を検索するケースもありますが、一方では、観光、旅行雑誌を情報手段として旅をする方々の層も厚いものと思われまます。無料で掲載させていただける旅行雑誌があるのでしたら情報を提供してどんどんPRしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石田彬良君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 先ほども答弁申し上げました県の事業で「旅の手帖」、この雑誌に掲載を4ページほどしたんですが、それは県の事業で約400万円ほどかかっております。

2月にマスコミエキスカーションで来てくれた方のマップルという方についてですが、マップルについてはこれは無料で那珂川町の美術館、温泉などを紹介していただいております。

ぜひこういう前回来ましたマスコミのエキスカーションの旅行雑誌記者19名の方と今後連携をとりまして、無料で掲載していただけるものについては、那珂川町の情報をどんどん提供していきたいと思っております。

議長（石田彬良君） 鈴木和江さん。

〔11番 鈴木和江君登壇〕

11番（鈴木和江君） 確かに無料で掲載するというと大体決められた範囲になってしまうと思いますけれども、大変でしょうけれどもよろしく願いいたします。

最後に、那珂川町の観光の活性化について5点にわたり質問させていただきましたが、町の観光に携わるお店の皆様からは、この経済不況の中で客が著しく減少したという声も聞いております。もちろん、これは、那珂川町だけの話ではありません。本県においても全国的に名の知れた日光、那須塩原なども同様な状況ではないかと思われまます。

しかしながら、那珂川町の穏やかな風土がはぐくんでいる中で、アユで知られている那珂川温泉、小砂焼、幾つもの美術館、カタクリの群生地など、都市の方々には大変魅力のある観光資源があるわけです。これらの資源とともに今日の観光の傾向である食、体験、遊ぶという要素を地域の特性である農業と結びつけていくことにより、より一層観光資源としての

魅力を見出すことができるのではないかと考えます。町の観光行政の新たな取り組みをお願いするものです。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（石田彬良君） 11番、鈴木和江さんの質問が終わりました。

福 島 泰 夫 君

議長（石田彬良君） 7番、福島泰夫君の質問を許可します。

7番、福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 7番、福島泰夫でございます。

大金町長が11月に就任されまして4カ月が経過をいたしました。本定例会には21年度の3月補正、それと22年度の当初予算が上程されます。いよいよ大金町長の色が出てくるときであると私も非常に期待をいたしております。

今回の一般質問は、2つの項目について質問をさせていただきます。

まず1点目はケーブルテレビの有効活用、2点目が生ごみの堆肥化の試験について、この2つの項目について質問をさせていただきます。

1点目のケーブルテレビの有効活用についてでございます。

昨年9月の定例会におきましてケーブルテレビの一般質問をいたしました。その中で新たなサービスについて質問をいたしました。

その中で、11月ごろから独居老人の安否確認をインターネットを利用して行うとの答弁がありました。安否確認の対象者の自宅のいろいろな場所にセンサーを張りつけて動くとその動く量によってデータが蓄積され、いつごろはどこの部屋にいたというのがわかるシステムを考えている、そのような答弁でございました。

今までは本人がボタンを押さなければならなかったのが、センサーによって動かなくなった場合、その業者のほうから連絡がつくというシステムになるとお伺いをいたしました。

実際に11月から運用を開始していると思いますが、今回はこのシステムについてお伺いをいたします。

まず1つ目ですが、このシステムを導入する世帯の数は緊急通報装置の設置してある50か

ら60世帯の予定という答弁がありました。現在の状況はどのくらいかお伺いをいたします。

2つ目、インターネット料金は福祉の面からも町で補助していく考えとの答弁ですが、そのとおりかお伺いをいたします。

これは、減免の条例改正がなされていないので、どのような方法で行われるかお伺いをします。

3つ目といたしまして、このシステムにかかる財政負担、これはどのくらいかかるかお伺いをいたします。

前回、9月定例会の中では、まだ業者も決まっていなかった時期だと思しますので、この安否確認システムの概要についてご説明いただくとありがたいと思います。

2点目の質問でございます。生ごみの堆肥化の試験について。

那珂川町では平成17年10月、環境基本条例を制定して、昨年3月、それに基づき環境基本計画が策定されました。この計画の位置づけとしてよりよい那珂川町の環境づくりのために町のみならず住民及び事業者が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力し、環境づくりを目指すとなります。

今年度から町の機構が環境整備対策室から環境総合推進室になり、エコバックの配布や座談会を開催し、水切りネットを配布するなど、ごみの減量化に力を注いでいるのが感じられました。

昨年12月から町内にモデル地区をつくり、生ごみの堆肥化の試験をしていると聞いておりますが、どのような内容であるかお伺いいたします。

家庭から排出されるごみの中で、体積は少ないが重量が非常に重く、ごみ全体の半分ぐらいを占めると伺ったことがあります。その解消のための試験だと思われまして、堆肥化の試験現場が芳井地区であり、地元住民も関心を持っているのでお伺いをします。

以上2点、ご答弁をよろしく願いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、第1点目のケーブルテレビの有効活用についての質問にお答えいたします。

まず、安否確認のための緊急通報装置につきましては、11月1日からケーブルテレビ網を利用して通報するシステムに変更いたしました。

先ほど議員が申されましたとおり、今年度途中までの古い旧システムにつきましては、電話型の装置本体と、ペンダント型の送信機でボタンを押すことでコールセンターに通報され

まして、コールセンターから協力者等に連絡が入るというものでした。

新しいシステムにつきましては、それに加えまして人感センサーを各部屋に設置いたしまして、生活リズムの異常を検知して自動的にコールセンターに通報し、協力者等に連絡が入るというシステムといたしました。

さらに、火災報知器もあわせて設置するとともに、ペンダント型の送信機も防水型で浴室でも使えるものいたしました。

また、ご質問の設置数でありますけれども、11月の契約時には48台を設置いたしました。その後も設置者が増加いたしまして、2月1日現在では、53台を設置している状況となっております。

2点目のインターネット料金につきましては、当初は加入者のインターネット接続サービスによりまして運用して町が利用料を補助する方向で検討しておりましたが、今後、行政サービス面での利用の増加を勘案いたしまして、利用料が不要なシステムに改修をいたしました。今後、行政目的によりインターネット回線を使用して、サービスを提供する場合は、同様に無料となります。

3点目のこれらに対する財政負担についてであります。今回のシステムは初期導入費の経費はありませんで、設置費、利用料込みで1件月額3,500円となっております。平成22年度の予算につきましては、80件分の336万円を見込んでおります。

以上です。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 次に、2項目めの生ごみの堆肥化試験の内容に関するご質問にお答えいたします。

地球温暖化防止や二酸化炭素排出量削減は、私たち人類に課せられた地球規模で取り組むべき命題であります。

当町でも昨年3月に策定いたしました環境基本計画では、限りある資源を大切にしたい生活スタイルへの転換と、再生可能なエネルギーの活用などに取り組み、循環型社会を目指すとしております。

生ごみの堆肥化試験はこの一環として取り組んだもので、生ごみを燃えるごみとして扱うのではなく、これから堆肥化やエネルギー化をすることができれば循環型社会の構築につながるだけでなく、地球温暖化防止や二酸化炭素排出量削減に大きく貢献できると考えたからであります。

試験内容としましては、生ごみの分別と堆肥化に分かれます。生ごみの分別につきましては、昨年の12月にごみ収集日にあわせ計7回、新町の38戸、小川・緑町の33戸の皆さんにご協力をいただきながら、給食センターの生ごみとあわせて収集いたしました。

堆肥化につきましては、芳井地区の酪農家の方にご協力を得て間もなく完了する見込みと考えております。試験の成果は今月中に取りまとめを行い、来年度、環境のまちづくり推進会議において協議の予定であり、バイオマスの利活用の一基礎資料として大いに活用していただきたいと思いますと考えております。

なお、完成した堆肥は、ご協力をいただきました皆様に試験の成果といたしまして、また、協力の感謝の意を込めてお配りしたいと考えております。

以上です。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） それでは、第1問目のケーブルテレビの有効活用についての項の2回目の質問をさせていただきます。

昨年11月から始まって、当初48が53台にふえた。大体9月議会の答弁で50から60という想定がされていたということで、現在必要だと思われる世帯には行き渡っていると理解してよろしいかと思えます。

それで、このサービスというのは独居老人だけを対象としたものなのか、あるいは老人夫婦世帯とか、それから、家族が3人いても1人が寝たきり、1人が介護しなければならない、もう1人が働いている、そのような家庭へのサービスというのはできるのか、あるいは考えているのか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 対象者についてということでございますけれども、要綱によりますと一応65歳以上のひとり暮らしの老人というのが基本的には対象ですけれども、また、寝たきり老人とかこういった方を抱えた高齢者の世帯であれば大丈夫だということと、あとは重度心身障害者の方ですと、そういう方には対象としましょうというふうになっておりますし、またそのほかに町長が必要と認める者という項目もございますので、現在でも高齢者とそれから働いている家族がいる場合も日中家にいないということで設置しているところも一、二件ございます。

以上です。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 今の質問の中で、複数の家族がいても対応できる、あるいはもう現在既に対応している家庭がある、そういう答弁なので、これは今後とも続けていってほしいことだと思えます。

それと、独居老人はこれからますますふえる傾向にあります。我々もう60代間際で、団塊の世代の方が私より2つ3つ上、現在の人口ピラミッドといいますか、人口の形、ピラミッドというよりそろばん玉のような形の人口の状況にあると思えます。

これが例えば10年、あるいは15年たちますと、そのまま上に上がって、ほとんど逆三角形的な人口構造になるような気がいたします。そのような状況になった場合、この無料あるいは減免、これがいつまでも続けられるのか、財政的にどうなのか、このようなことはどのようにお考えになっているか、お伺いしたいと思います。あわせて現在のケーブルテレビの基本料金の減免世帯、これがどの程度の割合であるか、もしわかりましたらお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは今後の独居老人がふえていくだろうというお話ですが、町の人口は減少していくという中であって、高齢化率は上がっていく、高齢者の数は横ばいで推移していくのかなというふうに思っているところでございます。

そういう中で、今後、無料、減免が続けられるのかということでございますけれども、これに関しましてはある程度所得のある方というのも多分いらっしゃるし、この制度はこのまま続けていっていいものかどうかというのも検討はしなくてはならないのかというふうに思っております。

ただ、このシステムだけではなくて、いろいろな面で、福祉のほうの負担というののもいたったり、無料にしていたりというのもございますので、その辺の関係事業との整合性も図るということも必要だと思いますので、今後検討をしていかなければならない事項であるかなというふうに思っております。

また、この安否確認の方法につきましては、緊急通報装置というのも一つの方法ではあると思えますけれども、そのほかにもいろいろな方法があるんだろうというふうに思います。そういったもう少し広げた形での検討もしていかなくてはならないんだというふうに思いますが、一番大切になってくるのは、やはり地域の方々と、皆さんで見守るというシス

テムが一番確実に温かいと言いますかね、そういったことだろうと思いますので、機械に頼らず、機械も一つの方法ですけれども、やはり地域の中でみんなで支えていくという社会をつくっていくというのが望ましいのかなというふうに今考えているところです。

議長（石田彬良君） ケーブルテレビ室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 基本使用料利用の減免の件でございますが、ケーブルテレビ施設条例17条で規定をしております。生活保護世帯26件、障害者世帯かつ世帯全員が町民税非課税の世帯45件、高齢者世帯かつ世帯員全員が町民全税非課税が293件、これらは全額免除でございますが、合わせて364件でございます。

さらに、障害者視聴者、視覚、聴覚障害者本人が世帯主かつ加入者等14件、重度障害者本人が世帯主かつ加入者等32件、ひとり暮らしの高齢者世帯かつ町民税非課税世帯11件、これらにつきましては半額でございますが、合わせて57件になります。

この件数につきましては、2月中旬の数字でございます。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 突然の質問だったんですが、ケーブルテレビの放送センター室長から減免世帯の数等もお伺いをいたしました。

この数というのは、先ほど申し上げました人口ピラミッドの上昇によってかなりまたふえてくる、このように想像されます。

先ほど健康福祉課長からほかの行政、財政支援も考えられるので、これは続けていくが、将来的には考えていかなければならない、これはこのシステムに限らず町の行政サービスすべてにわたって言えることだと思しますので、そちらのほうも庁内でしっかり将来の人口動向、あるいは歳入の動向、これを見据えて料金設定等をお願いいたしたいと思えます。

それから、このシステムの導入に当たって、9月議会のときはまだ業者も選定されていなかったということで、たしか、プロポーザル方式によって選定すると答弁があったかと思えます。このプロポーザル方式というのは、総合的に判断してここに決めたということに言い尽くされるかと思えますが、その総合的な中でも重点的にどのようなことに配慮して選定をされたか、お伺いをいたしたいと思えます。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 業者を決めるに当たりましてはプロポーザル方式ということ

で、10月の初めに実施をしたところですが、重点的にというところは、まず一番はケーブルテレビ網を利用してできるものかどうかというところが一番だったと思います。

そしてさらに今回は新しくなった点ということで、本人が通報装置を押さなくてもわかるシステム、結局、各部屋に人感センサーを設置して、動かなくなったときの状況がわかるというようなことがございましたので、その点については、本当にケーブルテレビを利用してできる大きなメリットというか、そういうところだったものですから、その辺を重点的に見たということでした。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 先ほどの説明、最初の説明の中で、火災報知器もあわせて設置したとお伺いしましたが、この火災報知器は普通我々の家庭ですと家の中だけでベルが鳴って、火事です火事ですとか言って完結してしまうんですが、この場合の火災報知器というのはどのようなシステムであるのか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 火災報知器につきましては、大体台所と寝室にということで2カ所つけておりますけれども、同じように報知が鳴りますと、それがコールセンターにつながるんですね、このシステムの場合は。なので、向こうからどうしましたかということでこちらに連絡が入るということで、実際11月のあたりに火災報知器が鳴ったケースが2件ほどありまして、それはやはり煙が出てしまったとか、煮物をして焦げてしまったとかということで大事には至っていませんけれども、そういうことでそういう感知がされればコールセンターに行くと、コールセンターではこちらにまた電話でどうしましたかというようなコールが来るということですね。

それで実際火災になった場合には、もちろん消防署のほうにもコールセンターのほうから連絡が行くというシステムになっております。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） ただいま伺いますと、非常にありがたいシステムであるように感じます。我々の火災報知器、我々が使っている火災報知器が寝たきり、独居老人の家に設置されましても、火災報知器が鳴っても、その方がどこかに連絡しなければ何の意味もない、これがコールセンターを通して役場のほうに来るということで、非常によろしいことかと思

います。

それと、このシステムの周知、PR、それから普及というのはどのような方法で行われているかお伺いいたしたいと思います。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 11月に導入されましてからの周知ということなんですけれども、まず一番独居老人のお世話をしてくださっているのは地区の民生委員さん等でございます。民生委員さんにつきましては、利用者のほうから出向いていただきまして、詳しい説明をしていただいたところです。

そういう中で、地域の独居老人の方々に少しお勧めをしていただいているという状況でございます。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 大体、今回導入されましたシステムについての概要を説明いただきまして、中身についてもほぼ理解をいたしました。大変よいシステムであるので、もし必要な方があれば、ぜひいろいろな形で推進して、少しでも福祉の面で役立つこのケーブルテレビであってほしいと思います。

昨年9月議会においては、そのほかの健康管理システムについては、今のところ考えていないということでしたが、平成18年の住民説明のパンフレットにもありますように、病院、公共施設の予約であるとか、図書検索予約、あるいは学校間の交流、施設の監視、在宅健康管理、このような幅広いサービスの研究、一部は既に始まっていると思いますが、これらを早期に研究、構築されて、本当に入れてよかった、このようなケーブルテレビに早く進めていただきたいと思います。

ケーブルテレビにつきましては、以上にいたします。

次に、生ごみの堆肥化についての2回目の質問でございます。

先ほど担当室長からその結果については今月中にとりまとめるというお話でございましたが、モデル地区が馬頭の新町地区、それから小川の緑町地区、この2つの地区、それと給食センターということでございますが、そのモデル地区で参加された方の反応といたしますが、ごみを完全に分別しなければならぬプラスチックとか、そういうものは取り除いて、生ごみだけにする、その分別が面倒くさいとか、いろいろ意見はあろうかと思えます。そのようなモデル地区での住民の方の、参加者の反応というのは、もしわかりましたらお伺いをいた

したいと思います。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 参加者の皆さんの反応というご質問なのですが、現在参加された74戸の地区で、参加されたのは約96%の方で71戸の方が参加されました。その中でアンケートを今集計中ですが、その中でアンケートが回答率としては約9割の方が回答されています。その中で集計中でまだまとまってはいないんですが、主なその反応というか感想ですね、まずは生ごみを分別するのにふたつきのバケツを皆さんのご家庭にお配りしました。それについては、大変いいと、74%ぐらいの方から好評だということでございます。

あと、一番はこの生ごみの分別が難しかったかという質問でアンケートをとったところ、68%の方は問題なく分別ができたということでございます。ただ、残りの方はやっぱり難しいというような状況かなと思っております。

あと生ごみを焼却せず、資源として利用することについてはいかがかというアンケートなのですが、63人の方が答えていただきまして、95%近い方が大変よいことだということで、アンケートのほうで回答を受けております。

以上でございます。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） この試験は、この試験だけで完結するのではなくて、将来的にいろいろな目的があってやられていることだと思いますが、この堆肥化は1カ月間、この中でどの程度の生ごみを集めて、牛ふんとか、畜産廃棄物と混合して発酵させた、このような過程かと思いますが、これによってどの程度の生ごみ、どの程度の牛ふん、そして最後にできたものがどの程度か、これをお伺いしたいと思います。これはできたものは協力してくれた方に還元する、そういうお話でしたが、どの程度の量が最終的にできたか、お伺いをいたします。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） ではお答えします。

生ごみの堆肥化については、議員が言われたように生ごみと牛ふんを混合いたしましてそれを発酵させて堆肥化するというようなシステムでございます。

それで、生ごみの量なのですが、約1.9トンの生ごみでございます。牛ふんについては約5トンを利用しております。

堆肥化、現在まだ発酵中だとは思いますが、おおむね2トンぐらいの堆肥がつくられているのかなというように見ております。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 生ごみが約1.9トンで、そこに5トンの畜産廃棄物を入れて2トンの製品ができる、そういう考えでよろしいかと思えます。あとは水分として抜けるとか、発酵の過程でなくなるとか、そのようなことかと思えます。

私もこの話を聞いてから新町地区の方とお話をする機会がありまして、こういうことを町でやっているんだけれどもどのようにお考えですかという質問をしたことがあるんです。ただそのときは男性が多かったものですから、そんな話は聞いたことはあるけれども詳しくは知らないとか、大体ごみを出したりするのは、女性、主婦の方が多いので、そちらの方が主にやっていたらよかったかと思えます。ただ、その男性の方の意見の中にもこのごみの堆肥化は非常にいいことだ、あるいはこういうことをよその町では当然前からやっているんだから、うちの町も早く取り組んだほうがいいんだよとか、そういう意見もお伺いしました。

それで、県内で既にこのような事業に取り組んでいる自治体というのはどのくらいあるか、お伺いしたいと思います。

そして、うちの那珂川町では、今後この試験をこれで完結するのではなくて、発展させていく計画だと思いますが、どのような計画でいくのか、お伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） ではお答えします。

県内で生ごみの堆肥化をしている自治体はどのくらいあるかということなんですが、栃木県内におきましては4町ございます。野木町、茂木町、高根沢町、芳賀町の4町でございます。生ごみはすべて堆肥化ということで実施をしております。

次に、今後町としてはこの堆肥化についてどのように考えていくかというご質問なんですが、生ごみの堆肥化試験は、生ごみを身近なバイオマス資源の一つであるにとらえ、バイオマス利活用に関する基礎調査の一環で行ってきたもので、今月末に結果がまとまる見込みとなっております。さきに申し上げましたとおり、この調査結果をもとに、来年度、町としてバイオマスの利活用をどう考えるべきか、そのあり方や方向性を環境のまちづくり推進会議で協議していく予定でございます。

バイオマスについては、堆肥化も一つの方法でありまして、あと間伐材の再利用とか、稲

わらとか、いろいろな堆肥化だけではなくて、例えばガス化とか、そういう発電とか、いろいろなバイオマスの利活用がございます。そちらのほうの利活用について、22年度まちづくり推進会議で協議していきたいと考えております。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔7番 福島泰夫君登壇〕

7番（福島泰夫君） 今回の試験をもとに来年度からの環境のまちづくり推進会議において検討される、計画されるという答弁だったかと思います。

これは多分前向きに検討されることかと思いますが、前向きに検討されるとしたら、これが実際に工場、あるいはその処理場、これをつくって稼働する、実行されるまでにどの程度の期間が見込まれるか、来年度22年度に検討、計画して、実際に稼働できるのはいつごろになるか、またそこでこの当町那珂川町で現在出ている燃えるごみというんですか、生ごみも含めて大樋の処理場で処分しているごみの量、それとこのうち生ごみの量、これはどの程度になるか、そして、これがどのくらいお金がかかっているか、これを堆肥化した場合どの程度の経費削減になるか、もし数字的に試算されていましてお答えいただきたいと思います。

議長（石田彬良君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） では、このバイオマスに取り組んだ場合、平成22年度から例えば取り組んだ場合どのくらいかかるかという年数ですね、それにつきましては、もし22年度に取り組んだ場合、まずはバイオマスの構想の策定から始まっていきます。その後、基本計画の策定、環境調査とか実施計画、建設工事というような流れになります。そうすると、おおむねその期間は5年くらいかなと見ております。

議長（石田彬良君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津実君） ごみの処理に要する経費等でありますが、平成20年度で申し上げますと、広域行政に対します負担金、それからごみ収集運搬業務委託料を合わせまして1億9,194万2,000円でございます。

ごみの排出量が5,474トンでありますので、トン当たりの処理費は3万5,000円ということになります。

また、可燃ごみの排出量であります、4,263トンで全体の77.8%に当たります。トン当たり3万5,000円で計算いたしますと、1億4,920万5,000円ということになります。その可燃ごみの中で生ごみが占める割合でございますが、大体5割程度と考えますと、堆肥化等によりまして、生ごみがなくなれば、単純計算では年間7,000万円程度の削減ということにな

るかと思えます。

ただし、堆肥化等施設等の建設、それから運営、生ごみ等の収集運搬等の業務にかかわる経費が新たに発生することも事実でございます。したがって、その差額が実際の削減額ということになるものと考えております。

議長（石田彬良君） 福島泰夫君。

〔 7 番 福島泰夫君登壇 〕

7 番（福島泰夫君） ただいま住民生活課長からも生ごみの量、あるいはそれを処分するのに 1 トン当たり 3 万 5,000 円かかるんだよと、そういうご答弁をいただきました。

今回の試験というのは、私たちが子供のころ、農村部ではどこの家にも農耕用の馬とか牛がいて、そのふんと稲わら、あるいは山から拾ってきた落ち葉、それから、家庭用の生ごみ、そのようなものを一緒に攪拌して堆肥に寝せてつくっていたものと同じようなことを行政がお金をかけてやっているわけです。当時は環境への配慮とか、そのようなことは一切考えていなくても、自然に循環型社会が構築されていたのではないかと思います。今は、水分をたくさん含んだ、半分水だと、そういう水をたくさん含んだごみに油をかけて処理をしなければならないこのような時代です。生ごみ減量作戦を行政と町民みんなが協力して成功させるように、さらなる啓蒙活動、研究、あるいは情報発信、これを期待して、私の今回の質問を終わらせていただきます。

議長（石田彬良君） 7 番福島泰夫君の質問が終わりました。

ここで休憩します。再開は 11 時 20 分とします。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 20 分

議長（石田彬良君） 再開します。

川 上 要 一 君

議長（石田彬良君） 8 番、川上要一君の質問を許可します。

川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 8 番、川上要一です。通告に従いまして質問をいたします。

執行部の皆様方には、建設的なご答弁をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

2 点にわたって質問をさせていただきます。

初めに職員数の削減による庁舎施設の配置についてを質問いたします。

合併後 5 年を経過し、日ごとに町民の融和が図られまして、那珂川町の基礎が築かれつつございます。また、行財政改革についても各分野において順調に進められまして、職員適正化計画も目標を上回って達成されております。今後は少ない職員数の中で、町民への行政サービスを持続していかなければなりません。庁舎等の配置についての町長のお考えを伺います。

まず（ 1 ）ですが、現在本庁舎、小川庁舎の 2 庁舎体制となっておりますが、これからの少ない職員数の中で効率的な行政サービスを行っていくためには組織体制を見直す必要があると考えますが、どのような計画を持っておられるか伺いたいと思います。

次に、費用対効果を考えた場合に、現在の 2 庁舎体制を維持するのか、また 1 庁舎に整備統合するのか、さらに行財政改革を図るために新庁舎の計画があるのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

（ 3 ） 1 庁舎に整備統合するとすれば、いずれかの庁舎を利用するのか、または新庁舎を建設するかですが、新庁舎を建設する場合にはその構想がどのようなものか、それに施設の資金計画をどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

次に、2 つ目の質問であります。小川ゆうゆう農産物直売所の出入り口の改善についてを質問させていただきます。

那珂川町小川総合福祉センター内にある小川ゆうゆう農産物直売所は、総合福祉センター開設以来、町内農業者の農産物の販売に大きく寄与して現在に至っております。町内外の消費者、お客さんから安心・安全の本物の地場農産物として信頼されて地産地消が図られています。そのような中で、生産者、またお客さんから直売所に入りづらいという意見、苦情が多くございます。より利用しやすいように改善ができないものかと考えます。例えば道の駅ばとうでは出入り口が 2 カ所ございまして、多くの車両も出入りがスムーズにされてございます。小川総合福祉センターにおいてもそのような改良がされれば、農産物直売所ばかりで

なく、施設を訪れるすべての来客に相当の便宜が図られまして、より利用者がふえるものと考えられます。小川ゆうゆう農産物直売所の出入り口の改善ができないものかどうか、町のお考えをお伺いしたいと思います。

1 回目の質問とさせていただきます。

議長（石田彬良君） 町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 私から 1 項目の職員数削減による庁舎等施設の配置についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず 1 つ目が効率的な行政サービスのための組織体制の見直しについてであります。私の公約の一つとして行財政改革の推進を掲げ、190人の体制を目標といたしました。これは平成20年度に策定された定員適正化組織機構再編実施計画とほぼ一致するものであります。

合併当初は300人いた職員が現在は252人となっておりますが、合併当初に比べ48人の職員減となっております。単純な人口規模や財政規模から見ても職員数が多いのではないかと、さらに削減できないかと思案をしておりますが、職員数を削減するためには保育所や幼稚園の統廃合、ケーブルテレビ放送センター、あるいは図書館や美術館などの指定管理者制度の導入、さらには 1 庁舎体制への移行など、あらゆる策を講じていかなければならないと考えております。

しかし、行財政改革と住民サービスは相反する面もあります。効率的な行政サービスを確保する上では、その相反することをいかにバランスよく実行し、町民の皆さんに理解していただくかが今後の重要な課題であると考えております。また、地方分権のもと、権限移譲等により、町の扱う事務事業、仕事量が増加することも現状であります。

このような状況の中、効率的な行政サービスを展開するために、中長期的な視点に立った採用計画、さらなる事務事業の見直しや組織体制について、平成23年度以降的那珂川町行財政改革推進計画に基づいて検討してまいります。

次に、（ 2 ）、（ 3 ）についてありますが、今後の庁舎体制についてであります。費用効果の具体的な算出はしておりませんが、2 庁舎体制より 1 庁舎体制のほうが維持管理の面においても経済的であることは言うまでもなく、事務事業の執行においても効率的であると考えております。

しかしながら、現状を見ますと、どちらの庁舎に集中させるほどの庁舎規模を有していないことや、両庁舎とも老朽化が激しく耐震性にも心配であります。

また、地理的条件からしてもどちらの庁舎も那珂川町の中心部からやや外れている状況でありまして、町民感情の観点からも一方の庁舎に集中することは難しいと思います。1庁舎に統合することを考えますと、できるだけ那珂川町の中心部に新庁舎を建設することがよいのではと考えます。

現在のところ、庁舎建設の計画はございませんが、議会や町民の皆さんの意見をいただきながら庁舎建設に向けて、土地の活用を含め、構想及び資金計画を検討していきたいと考えております。

その他の質問については、担当課長に答弁させます。

議長（石田彬良君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 川上議員の2点目の小川ゆうゆう農産物直売所の出入り口の改善についてのご質問にお答えをいたします。

現在の直売所は、道路側に背を向けて立っております。道路側からも農産物を展示しまして、道路からも出入りできるようにすれば、一般通過者の目にもとまり、また、将来国道294号バイパスなどが完成することにより、交通量もふえ、幅広い利用者が見込め、売り上げもふえるものと考えております。

直売所の出入り口については、組合員や消費者の意向を聞きながら町道清浄場線に接続するため交通安全面に十分に配慮をし、建設と建物とあわせて改善していきたいと考えております。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔8番 川上要一君登壇〕

8番（川上要一君） それでは、再質問させていただきます。

町長並びに農林振興課長からご答弁をいただきました。

まず、庁舎の配備についてでございますが、職員も一昨年、昨年とあわせて50名近い職員の方が退職された、職員適正化計画に沿って年次目標を上回って達成されているということですが、これは、少ない職員数の中で行政サービスの維持、さらには効率的な行政サービスを行っていかねばならないということが、これは本当に大事なことでございます。これも合併に際しても言われてきた効率的な行政ということだと思えます。それらに沿って改革を達成しているわけではございますが、町長が答弁されたように、この少ない職員数の中で行政サービスをいかに維持していくためには、いろいろな方策をとり、多分事務事業もふえる中ではありますが、指定管理者制度を取り入れたり、各施設の合併統合を図っていっ

たりとかということで、それらを効率化を図っていきたいというようなご答弁をいただきました。それで、庁舎の統合に際しては、やはりより効率的な行政サービスを維持するためには、現在の2庁舎方式よりも1庁舎に統合するほうがベストであろうというようなご答弁だったと思います。

ただ、現在の段階ではまだ具体的な計画をしていないと。やがてこれはそういう方向になるだろうというようなご答弁だったと思います。

両庁舎、馬頭本庁舎、小川庁舎にしてもやはり旧町の規模でやっていましたものですから、この合併に際しては面積的にもそのスペースが狭いということで、現在の本庁舎にしても職員の皆さんが事務をとっている裏を、横を回って行くというのが現実であります。そこで全部合わせて1庁舎にするのは先ほどの町長の答弁にありましたように、多分無理だろうと思います。私どもが考えるのにも、やはり町長と同じような考えで、やがては町の効率的な時間的な中心部ということで、これは地理的な候補地なんかをまだ出すと問題になりますからなかなかそういう候補地は出ないでしょうが、今後、有識者または町民の代表の皆さん、または執行部の皆さんがそういう庁舎統合に関する委員会等もつくって、慎重に進めていっていただければいいのかなというように考えるわけでございます。

その庁舎の建設に最大の壁というのは、やはり町の厳しい財政状況であると思います。町は庁舎建設のための基金が旧馬頭ではあったそうですが、それも取り崩して一般会計に回してしまって現在は積み立てはありません。財政面での裏づけがなければなかなか具体的なめどが立てられないということだと思えます。2町合併して合併特例債、起債ができるのは合併後10年間と理解しておりますが、合併特例債や過疎特例債、有利な資金の起債可能枠というんですか、当町ではまだ余裕があるかどうか、ちょっと担当の課長にお聞きしたいと思います。

議長（石田彬良君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） ちょっと手元に資料がございませんが、合併特例債の残額といますか、那珂川町が使える金額といますか、これはまだ20億から40億程度あるかと思えます。資料を持ち合わせてありませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

なお、合併特例債は適用されますが、過疎対策債は適用されません。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8 番（川上要一君） 合併特例債はあと5年ほどの期間があるわけでございますが、そのよ

うな期間の中で十分に検討して町長が考えている町の中心部というようなことで建設を図っていただきたいと思います。

建設に際しても私どもが考えるのには、やはり今後、将来は道州制というものがこれは取り入れられるかもしれませんが。今後の、合併なんかもどのようにいかもわからない状況だと思います。ですから、今まで各自治体で庁舎というのは、本当に立派なすばらしい庁舎が全国で建てられてきましたが、あのような建物は要らないのではないかなというような現状だと思います。隣の大田原市の湯津上庁舎にしても広い敷地があったことでしょうか、フラットな大きい事務スペースを整えまして、それをほとんどの職員の皆さんがそこで事務をとってられる、こういう姿がこれからの開かれた行政なのかなというのが一目瞭然でございます。また議場なんかもそんな立派なものも必要はないのではないかな、それがやっぱり町民に理解される今後の行政ではないかなということも考えます。

また、この間も町立の小学校が3校閉校になったということでもあります。去年も3校の小学校、1校の中学校ということで、多くの町有の施設がありますから、それらについても、それらの施設、大きい面積もありますから有効利用ができるのではないかなということも考えられますから、もし町の中心部にそのような施設があれば、有効利用すれば、またこれも町民の皆さんに理解をしていただけるのではないかなというように考えますから、そのような点についても考えていければということをお願いします。

この件については建設予定地とか、そういうことがまた出ますとなかなか問題になりますのでこの辺にしておきたいと思います。町長のご答弁も建設的なご答弁でありましたが、そういうようお願いを申し上げます。

次に、ゆうゆう農産物直売所の建物の件であります。農林振興課長の丁寧な答弁の中に、直売所の建物そのものが、湯親館、福祉センターの建設のときに福祉センター自体の来場者が立ち寄って買って行ってくれると、このような初め目的で建てられたんですね、そういうことですから、建物も現在の町道清浄場線に背を向けて内向けに建てられているということでもあります。このような理由もありまして、町道清浄場線からだと施設、銭湯の中、直売所の中はまるっきりわからない、この中に直売所があってどのような物が売られているかというのは、あそこを通る交通車にはほとんどわからないというのが現状であります。福祉センター湯親館を利用していただいている来町者の方がお客さんでありますし、また、1回来てくれたお客さんはリピーターとしていい物が売っているんだなということで来ていただけますが、何とかこの直売所の中が、道路側から見えないかということが大きな課題でありまし

たから、西側の今はふさがれておりますが、あの状態を刷新するとか下屋を出すとか、そういう状態にして入り口と駐車場も改善してはどうかというような利用者の皆さんの声でありましたから、先ほどの農林振興課長のご答弁にも積極的に、そのように取り組んでいきたいという旨の答弁がありました。それを早急に便宜を図っていただければこの農産物直売所ばかりではなくて、総合福祉センターの来場者が総合的に多くのお客さんが来てくれるのではないかなということも考えられますから、よりよい施設を改善していただきたいと思えます。

さらにその点について考えというかお答えがあれば、振興課長からお願いします。

議長（石田彬良君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 1回目の質問で答弁したとおり入り口については改善していく考えであります。

それで、福祉センターにつきましては、ばとうの道の駅のような形にという話がございましたけれども、道の駅と福祉センターにつきましては、施設の設置目的が違います。そういうことで利用する人の目的も違って来るかと思えます。

今後、今、県のほうで進めております国道294号線が開通するようになれば、国道294号線の車とそれと293号線の車が清浄場線を通るようになります。そうすると、かなりの交通量が見込めます。

そういうことになりますと、今、川上議員が言われたように施設のほうをもう少し改善をしまして駐車場の機能をもう少し整備をして、例えば道の駅と同じようなきれいなトイレとか、あるいはドライバーが休める休憩所、あるいは情報の発信施設、あるいは大型バスが駐車できる、あるいは大型トラックが駐車できるようなスペースの駐車場、そういったものを整備していけば道の駅と同じような交流の拠点となりまして、地域活性化にもつながっていくのではないかと、このように考えております。

議長（石田彬良君） 川上要一君。

〔 8 番 川上要一君登壇 〕

8番（川上要一君） ただいま課長のほうからご答弁いただきましたが、294号線が延長になれば、相当な交通量が通ると思えます。町の中が通らないで、ほとんどがバイパス的な今の清浄場線を通るということになりますから、ただいま答弁にあったような数々の事柄を早急に整備をされまして、那珂川町の施設に多くの交流者が立ち寄っていただけるようなそのような施設にしていただきたいと思えます。

現在はですね清浄場線にトイレがあるものですから、やはり、横にとめて大型トラックとか、中型トラックとかが一時駐車してトイレに用を足しているということでもありますので、今後交通量がふえますとそれも危険でありますから、やはり相当な駐車施設というかスペースが必要ではないかなというふうに考えますので、その点も考慮に入れて改善を図っていただきたいと思います。これは必ず地域の活性化につながると思いますので、よろしく改良をお願いを申し上げます。

以上、町長と担当課長から建設的なご答弁をいただきましたので質問を終わりにいたしますが、今回の一般質問で議員生活今期4年間での最後の質問となりましたが、これまでの定例議会でも執行部の皆さんに多くの質問や提言をさせていただきました。執行部の皆さんには、いずれに対しても丁寧かつ建設的なご答弁をいただきまして、多くの事柄を聞き入れていただき、取り入れていただきました。これらの提案と、町民の皆さんが安心・安全に暮らし、生活ができること、そして、那珂川町がより住みやすい、よりすばらしい町になりますようになればと願うものであります。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（石田彬良君） 8番、川上要一君の質問が終わりました。

ここで、休憩します。再開は14時ちょうどといたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 2時00分

議長（石田彬良君） 再開します。

益子明美君

議長（石田彬良君） 3番、益子明美さんの質問を許可します。

3番、益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 3番、益子明美です。通告書に基づき4項目について一般質問を行い

ます。町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、貧困ビジネスについて。

貧困ビジネスとは、インターネットのフリー百科事典のウィキペディアによると、だれにも頼られなくなった存在のその寄るすべのなさにつけ込んで利潤を上げるビジネスのこと、特に経済的貧困層を中心とする社会的弱者に的を絞り、かつ貧困からの脱却に資することなく貧困を固定化するビジネスのこととされています。

その種類は多数あり、無届け施設ビジネス、生活保護申請ビジネス、派遣村ビジネス、相談会ビジネス、保証人ビジネス、無料定額宿泊所ビジネス、ゼロゼロ物件ビジネスなどがあり、最近テレビ報道でも取り上げられ、社会的問題となっていると感じます。

ことしになって那珂川町にもそのようなビジネスが入り込んできたと思われる事例があり、今後重大な問題に発展する可能性がないとも限らず、地域住民から不安の声が上がっています。

そこで、町の考え方と対応を伺います。

まず、貧困ビジネスをどのようにとらえているか、お伺いいたします。

最近ある地域で発生した一軒家に一度に3人が住民票を移し、同時に生活保護の申請を行った事例がありますが、このことに関して町はどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

那珂川町が貧困ビジネスのターゲットとされないために、行政のセーフティーネットを強化すべきと考えますが、今後のこういったケースへの具体的対応と対策はどのようにしていくお考えか、お伺いいたします。

2番目に町職員の懲戒処分についてお伺いいたします。

先に訂正がございます。通告書の中では、この項目の3行目から4行目にかけて「町長は所信表明の折、この件に触れ」と記載しておりますが、正しくは、町長は12月定例会の行政報告の際にこの件に触れておりましたので、そのように訂正させていただきます。

では、2項目めの質問です。

昨年、再び町職員の団体会計不適正処理が明らかになり、その処分について町民から厳しい批判があったことは、町長を初め全職員が認識したことと考えます。

町長は昨年12月定例会の行政報告の際、この件に触れ、二度と同じようなことが起きないよう、今後は厳罰を持って処すると述べたと記憶しております。

そこで、次の点について伺います。

町民から多数寄せられた批判の声を町長はどのように受けとめられましたでしょうか。

現在、職員の懲戒処分は、那珂川町職員の分限及び懲戒等の取り扱いに関する訓令に基づき行われています。この訓令の中で第2条報告として、所属長が所属の職員に非違行為、または処分に相当する行為が認められるときは、当該行為の事実を調査し、調査報告書に当該職員の上申書、陳述書、その他必要な書類をそろえて町長に報告するものとなっています。そして、町長はこの報告を受けた場合において処分の必要があると認めるときは、審査委員会の審査に付し、審査委員会は処分にかかわる者にあつては、別表に掲げる基準により審査を行い、その結果を町長に報告するものとなっています。

そして、町長は、審査の結果、処分の必要があると認めるときは、その処分を行うとなっています。審査基準は細かく規定されていますが、その審査基準を妥当なものであると判断しているかお伺いいたします。

行政報告の中で厳罰を持って処するとした町長の考えは、今後具体的なものとしてどう示されていくのか、お伺いいたします。

3番目、町奨学金制度の拡充についてお伺いいたします。

社会情勢の変化により家庭の経済状況も悪化し、大学入試に関しては、少しでもお金のからない国公立を目指す受験生が多くなり、今年度の大学入試センター試験の受験者数は、少子化とは反比例をし、過去5年間で最高の52万人を超えました。厳しい経済情勢の中、子供の学費を何とか確保しなければならないと頭を悩ませている親はたくさんいます。那珂川町の奨学金制度は、そんな現在の実情に即したものとなっているのか、お伺いいたします。

1、奨学金の予算総額は妥当であるとお考えでしょうか。

2、現在、奨学金の貸与額は高校、高等専門学校、高等専修学校の奨学生は1万3,000円以内、短大、専門学校、大学の奨学生は3万円以内となっていますが、それぞれの額を増額する、あるいは自宅通学と自宅外通学生との差額を設ける、または、入学一時金として30万円程度、大学入学金と同程度の金額の貸付など、新しい取り組みを考えてはいかがか、お伺いいたします。

3、現在の募集時期と募集方法は妥当であるとお考えになっているか伺います。

4番目、処分場問題について。

現在の処分場予定地の買収状況と、今年度は何件の買収が成立したのかお伺いいたします。

2番目として、設置許可申請が出されて2年が経過していますが、いまだに許可が出されていません。このことについて、どのように報告を受けているか、また、町長は、許可が出

されていないことに関してどのような見解をお持ちかお伺いをいたします。

3番目として、町長はこの問題に関して直接地域住民の考えや声を聞いていないように思われますが、直接地域住民と対話する機会を設ける考えはないか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（石田彬良君） 答弁願います。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 答弁いたします。

まず冒頭に町職員の不祥事については、議員さん初め町民の皆様大変ご迷惑をおかけをいたしましたことに心からおわびを申し上げます。一日も早い町民の信頼回復に努めてまいり所存でございますので、よろしくご理解のほどをいただきますようお願いをいたします。

今回の不祥事は私の就任前に処分が決定され執行されたものですが、多くの町民の皆さんから厳しい意見をいただいております。これを厳粛に受けとめているところであります。このため、就任当時の朝礼等において、職員の不祥事に対して厳罰を持って対処する意思を職員に対し訓示したのを初め、機会あるごとに注意を喚起しているところであり、再発防止の徹底とモラルの向上に今後も努めていきたいと考えています。

那珂川町職員の分限及び懲戒等の取り扱いに関する訓令及び審査基準については、県に準じて規定しているものであり、訓令そのものは妥当な基準であると認識をしております。ただ、その運用については、今後公平・公正を基本に、この厳しい視点からとらえていかなければならないと考えているところであります。

審査委員会においても、職員以外の方を加えた委員会を検討するよう指示したところであります。

今後、職員による不祥事は起きないものと信じておりますが、仮に今回のような不祥事があった場合は、処分決定において免職または停職を基本に、厳罰を持って対処する考えであります。

次に4の処分場問題についての質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在の処分場予定地の買収状況ですが、本年度9人の地権者と契約が整いまして、取得率が用地面積で63.5%、地権者数で61.6%と聞いております。

次に、2の許可申請の件に関してどのような報告を受けているかとの質問であります。小林議員の質問にお答えしたとおりであります。

また、許可に関する私の見解であります、県において廃棄物処理法に基づいて事務処理を進めていると聞いておりますので、県の判断を見守っていきたくと考えております。

次に、3番目の処分場問題に関して直接住民と対話する機会を設ける考えはないかとの質問ですが、北沢の産業廃棄物が不法投棄されてから既に19年が経過し、これまでにまちづくり懇談会を初め、県主催による町民との意見交換会など、事業の節目節目に開催され、さまざまな機会に町民の皆さんからご意見をお聞きしてきたと受けとめております。さらに平成20年2月には、県との信頼関係のもと事業を着実に推進するため、議員の皆さんに立ち会っていただき、馬頭最終処分場に関する基本協定を締結をいたしました。

町といたしましては、引き続きこの方針により事業推進に向け、県に協力していくこととしており、来年度町政懇談会を予定しておりますので、その場で皆さんのご意見、ご要望等をお聞きしていきたいと考えております。

その他の質問について担当課長に答弁をさせます。

議長（石田彬良君） 教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） 私のほうでは、議員ご質問の3の町奨学金制度の拡充についてということでお答えをいたします。その他の奨学金等に関しましては課長からお答えを申し上げます。

町奨学金制度については、合併時に旧小川町奨学金制度と財団法人馬頭町奨学金の事業内容を調整し、現在の制度となって4年が経過しております。現在、我が国は大変厳しい経済状況下にあって多くの失業者が発生し、ひいては子供たちの進学にも大きな影響が出ている、これについては大変危惧しているところであります。

そういう中で、奨学金制度は、経済的な理由で進学が困難であるという子供たちへの大きな支援になると思っております。先ほどご指摘がありましたが、いわば進学に対するセーフティネットの役割を担っておりますし、また、町の奨学金制度は、国や県の制度よりも町に近いものであるということでもありますので、一層これからこの運用には努力していきたいと思っております。

ご提案がありました自宅通学と自宅外通学の差額、あるいは入学金の入学一時金の貸付、あるいは貸与額の見直しなど、より利用しやすい、しかも有効に活用できるよう、今後他市町との比較などをしながら、調査研究をしてより利用しやすいものにしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは私のほうからは1点目の貧困ビジネスに関する町の考え方と対応についてということでお答えをいたします。

まず、第1点目の貧困ビジネスをどのようにとらえているかのご質問ですけれども、社会経済情勢の悪化により、低所得者層が増加している現状の中で、そうした低所得者層を対象にしたビジネスについては、貧困ビジネスと言われているようです。

2点目のご質問ですが、転入してくる方については、転入を拒否することはできることではございませんし、生活保護の申請についても相談があれば、町は生活保護の実施機関である福祉事務所につながなくてはなりません。福祉事務所も調査をして要件を満たせば生活保護の開始決定をすることになります。

また、マスコミ等で行われている貧困ビジネスに当たるのかどうかを確定する何ものもございませんし、国民であれば日本国憲法により基本的人権の一つである生存権は保障されなくてはならないものであると考えています。

3点目の今後の対応についてですが、国や他市町の対応を見ながら関係機関や地域住民の皆さんとともに状況を見ていきたいと考えております。

以上です。

議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 3番の町奨学金制度の拡充についての第1点目と第3点目についてお答えをいたします。

まず、第1点目の奨学金の予算総額の件でございますが、平成22年度の奨学金運営費の予算総額は1,171万1,000円で、このうち貸付金は572万4,000円を予定しております。貸付金の奨学生の内訳は、高校生奨学生が9名、短大、大学生等奨学生が12名、合計21名分です。県内の他町の奨学金制度と比較いたしまして当町の奨学金の予算総額につきましては、貸付金の額と貸与人数で比較しますと、平均的な規模でありまして、ほぼ妥当ではないかと思っております。

なお、ご承知のとおり本町では大山田上郷出身の実業家で名誉町民の故菊池俊男様が設立をされた財団法人菊池育英会の給付による奨学金制度がありまして、町の奨学金との併用もできるということから、奨学生にとって他町に比較しより有利な環境ではないかと思っております。

次に、3点目の募集時期と募集方法ですが、募集時期につきましては、例年中学校で進路相談を実施いたします時期、11月に合わせまして、11月から12月にかけて行っております。申し込みに当たりましては、出身学校長、または在 schools 長の推薦調書を添付していただいておりますので、それらの手続をしていく上でおおむね適当な時期ではないかと思っております。

また、募集方法については、町内の中学校と近隣の高等学校に募集要項を配布をし、学校を通じて周知を図っているほか、広報紙や町のホームページ、ケーブルテレビによる文字放送により募集案内を掲載しておりますので、奨学生を希望する子供たちや、その保護者へお知らせできる方法としておおむね適当な方法ではないかと思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） では再質問をさせていただきます。

まず、貧困ビジネスについてです。

当町のある地域で発生していると思われる貧困ビジネスと私は思っているんですが、貧困ビジネスのその形態は、まるまる荘と名前をつけた一軒家に、当初3人、現在では5人ふえて8人になっていると聞いていますが、社会福祉法上位置づけのない施設で、福祉をうたいながらホームレスや貧困状態にある人を入居させ、生活保護を受けさせ、家賃や支援費として生活保護費を搾取る貧困ビジネスの中の無届け施設ビジネスというものに相当するのではないかというふうに疑いを持つような形が見受けられます。

先ほど担当課長からはそういった見解はないというようなご答弁だったかと思いますが、実際3人入居されて、住民登録をされて、生活保護の申請を出して生活保護の受給が2月からなされていますよね。基本的人権の尊重が憲法で確約されておりますので、そういった人たちが生活保護を受けられないということはあってはならないというふうに思いますが、そういう方たちから不当に家賃というものを搾取しているということは、もしそういう実態があるとするならば、それは税金を不当に搾取して使っているビジネスをしている人がいるということに当たりますので、あってはならないようなビジネスではないかというふうに私は思っています。

具体的にその生活保護を受給された方たちなんですが、その方たちにケースワーカーがつきますよね。これは町の事務事業ではなくて県の保健福祉のほうの、福祉事務所のほうの事業なので、町としては直接窓口なるぐらいでかわりがとれないという考え方もありますが、

そのケースワーカーと一緒に同行して調査に当たっていると思いますが、その同行されたときの調査状況はいかがな状況であったか、お伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 先ほど申し上げましたとおり、町のほうとしては現在のところ特段の問題はないというふうに考えておりますので、通常の転入者、それから生活保護申請者と同じような対応をしているということでございます。

具体的にということでございますが、議員もご存じのように県のほうが保護の実施機関でございますので、その内容等について詳しい特断の報告というものはあまり受けておりませんので、問題があるというふうには報告は受けていないという状況でございます。現在のところはですね。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 具体的に、一緒にそのケースワーカーさんと町の担当職員は、申請時に調査訪問に行っていますか。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） はい、今回も同行はして行っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 同行されて行ってその担当の職員もその福祉事務所のケースワーカーも何ら不思議に思うことがないという状況であるのであればそれはそういうふうに認めざるを得ないのかなというふうにも思いますが、実際、一軒家にいきなり見知らぬ人が8人近くも入り込んできて、地域の人たちは、その異様さにやはり不安と戸惑いを隠せません。普通であれば引っ越しした際に、地域の人たちに引っ越して来ましたというような形であいさつがあったりとかそういうのはこういう地域だと割と普通なことかなと思うんですがそういうのが全くないということから、普通の一軒家にその近所の人たちが会うと話をするらしいんですよね。そうするとお話を聞くと、個人個人の部屋がないようなところにたくさんの人が押し込められて、個人的な人権の確保もされていないような状況にあるということを知り、人たちは把握しております。そういったことを生活保護受給が始まりますと、最初の1カ月というのは、ケースワーカーさんが頻りに状態を確認しに行く、または職業のあっせんをするというようなことがあると思うんですけれども、受給されてからケースワーカーさんはど

のような訪問をされているか、確認はとられていますか。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） ケースワーカーの訪問ですけれども、通常と同じような対応だと思いますけれども、生活保護の開始がありましてから3、4カ月については月1度程度は必ず訪問するというようになっておるそうですし、また、自立支援のための就業促進とかについても随時出向いて指導を行っているということでございますので、今回も同じような対応をこれからもしていくものだというふうに考えております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 月1度程度という課長の答弁だったんですが、この生活保護のこの土地は3級地の2というふうに当たると理解しておりますが、ちょっと詳しくはわからないので間違っていたら申しわけないんですが、住宅費の上限というのがあると思うんですけれども、住宅費の上限というのはいくらになっておりますか。当町では。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 保護費の中に住宅費というのが支給されるということは存じ上げておりますけれども、この地域内において幾らが上限というのはいくらと把握はしておりません。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 把握されていないのでしょうか、ちょっとそれは驚きの答弁なんですけど、例えば生活保護を実際に当町の事務事業ではなくても住宅手当の中でその上限というのは決められていますので、その上限を超えて住宅費として出すということになると、生活保護の受給を打ち切られるということになるということも考えられますよね。実際そのそこに住んでいる方たちが、どのような形で住居費を支払っているのかということを確認というのは、町のほうではしていないのでしょうか。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） こういった問題につきましては、町はあくまでも補助機関ということでございますので、県のほうでそういった確認等については実施をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 確かに県の事業ということで、町は補助的な役割というふうにはなっておりますが、実際町の中に住んでいらっしゃる方ですよね。さまざまな生活保護以外に、生活保護の受給以外にも町に住んでいるということは、いろいろな形でかわりが出てくるということですので、町が直接担当していないからわからないというような形だと地元住民の方の不安は一層募ることとされます。

先日、那須町に行って来ました。那須町でもこういった事例がないかどうかということで、ちょっと聞き取りに行ったんですけども、今のところそういうことは把握していないというふうに言っておりましたが、その健康福祉課の担当の職員は、ケースワーカーさんとかと連絡を密にとり、一緒にいつも行動をとることで必ずそういった把握をしているというふうなことを言っておりましたので、当町もそういった形で職員がしっかりと補助的な役割としてでもその状況把握に努めていただいているというふうに思っているんですが、そういうふうではないということになりますと、地域住民の不安は一層募るのではないかと思いますので、そういったケースワーカーとの同行とか、補助的な役割としてでも動向をきちんと把握するような活動をしていただけるかどうか、1点お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 町としても県のほうとは連絡を密にとっているということでございますので、何かそういうことがあればすぐに対応できるような体制はとっていききたいというふうに思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 疑問の中でそのまるまる荘という施設が、無届け施設なのではないかという予測を一方的にしてしまうのは問題があるかというふうにも思います。基本的人権が保障されている憲法の中で、自力で生活ができないという人たちのために生活保護法があり、保護を必要とする人たちは、その給付を受けることができるとされていますので、それに関しては私も異論があるところではないのですが、仮にそういった今問題となっている貧困ビジネスに当たるようなケースが町に入ってきているかどうかということをしかりと把握しておいていただく下地をちゃんとつくっていただくことで町民は安心して暮らしていただけるのではないかと考えていますので、その辺、どうぞよろしく願いしたいと思えます。

この件で、警察との連携というか、この件に限らずですね、地域の住民の治安に対して安心・安全な生活保障が得られるように、警察と密接に連携をとっているということはあると思うんですが、これに関してはいかがでしょうか。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 私どものほうの管轄ですと、いろいろなDVがありましたし、児童虐待がありましたというところもございますので、警察のほうとはいろいろな意味で連絡をとっているという状況でございますので、今回につきましても同じような対応をしてみたいというふうに思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町がまるまる荘と名乗っているところを貧困ビジネスというふうに認めていないのであれば、これ以上そういうふう突っ込んだ質問もできないかと思うんですが、いろいろな地域で議会として貧困ビジネスを根絶することを求める意見書などというのも出されているところがあります。こういった貧困ビジネスの実態を厳しく調査するとともに、規制をかけていくことをここで言えば栃木県に求めていくというのは、町の立場からしたらあってもしかるべきかなというふうに思いますので、今後のこういった貧困ビジネスに当たるようなビジネスが入ってきた場合の対応の仕方について1点お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） この貧困ビジネスにつきましては一自治体だけで対応できるものではございませんし、こういったものにつきましては国のほうでもう少しきちんとした規制をしいていただきたいというふうに私どものほうも思っているところでございます。

厚労省とかでも、全体的な問題はありませんけれども、細かいところをもう少し手をつけて検討しているというような状況もございますので、国の検討を見守っていきたいというふうに思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは、次の団体会計不適正処理についてお伺いいたします。

一番最初に町長からおわびの言葉がございましたけれども、一日も早い町民の信頼回復に努めるということを申されました。今回のことを厳粛に受けとめていて、再発防止の徹底とモラルの向上に努めるとおっしゃっていましたが、前回といたしますか、前の回にあったと

きも、当時の川崎町長は同じようなことを申しておりましたね。しかしまた起きてしまった。そこに、やはり再発防止の徹底とモラルの向上につながるしっかりとした施策がなされていなかったということがあると思いますが、大金町長は再発防止の徹底とモラルの向上に努めるという言葉に対して具体的にどのような指導、監督を行っていくのか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 再発防止については前にも申したように、これは厳罰に処すということを、こういう問題を起こした場合には必ず厳罰に処すということを私は職員の方にこれから常に言っていきたいと、そう思っておりますし、また審査委員会というのがありますけれども、そういう事件が起きた場合には、必ず私、もちろん審査委員会で、それはこの人はこういうふう処罰するというふう町長に上がってきますけれども、そのときには差し戻しもできるわけですから、そういうことで差し戻しをして、いくということもあります。

それともう一つは、審査委員にやはり役場の職員だけではだめですから、民間の方も入れて、そこで審査してもらおうというふうな形にもなろうかと思えます。

それともう一つは、このモラル、これは本当にこういう何て言いますか、事件を起こすというのは本当にモラルが低いということは確かにあるんですね、ですからこういう問題が起きてくるわけで、この問題については、これからいろいろと職員の教育についてですね、執行部と協議しまして、職員のそういうモラルについての向上についてのいろいろな機会に職員の方にお話をするということと、もう一つはそのような、委員会みたいなものをつくりまして、そういう事件が二度と起こらないように、モラルの向上に努めてまいりたいというふうに思います。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） ただいまの町長の答弁から審査委員会に民間者を登用すると、これは新しい考え方だと思うんですが、そのような方向で考えていただけるということによろしいのでしょうか。

那珂川町は、那珂川町の職員の分限及び懲戒等の取り扱いに関する訓令の中で、町職員の懲戒処分にかかわる審査基準をかなり細かく示していますよね。これは県に準じてその基準を県と同じような形でというふうに述べられておりましたけれども、このように条例の中に訓令をはっきりと示している町というのは、町単位ではかなり少ないと思います。そういった訓令を定めた意義というのをまずお伺いしたいと思います。

議長（石田彬良君） 益子明美さん、今のは訓令を定めた時期なんですか、それとも意義なんですか。

3番（益子明美君） 意義です。

議長（石田彬良君） 意義だそうですから。

総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 那珂川町の分限及び懲戒等に関する訓令でございますが、当然、この規定は条例に基づきまして、このような職員の不正等を出さないということをきちっと明記して、罰を設けまして職員のそういった非違行為を防ぐということが最大の目的と考えております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 課長から答弁いただいたように、処分は職員が全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならない責務を負っている、このことを確保し、担保するという制度としてあるということというふうにもとらえられると思うんですが、たびたび繰り返されるそういった不祥事が公務員としての責務を確保し、担保する制度になっているのかというふうなことにも考えられますが、この審査基準ですね、審査基準を厳格化するというお考えはございますでしょうか。

議長（石田彬良君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 先ほども町長のほうで答弁されたかと思うんですけれども、審査に当たりましては今後、学識経験者等もその審査委員の中に入れていただきまして、審査基準の運用につきまして厳格にしていくということで考えております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 詳しくさまざまな行為に対するその審査基準というのを設けているわけですね。今回のことは、要するに、公金、または町の財産の不適正処理というのに当たるというふうな判断で、この審査基準に基づいて処分をしたということになると思うんですが、先ほどの町長の答弁からすると、そういった同じ過ちが今度はそれ以上の厳罰化をするということで、停職または免職というふうな意味合いで言われたのであれば、この審査基準というのは変わってくるわけですよ、全く。そういうふうな意味合いにとらえてよろしいのでしょうか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） これからいろいろと検討してまいりたいと思いますけれども、この公金または町の財産の取り扱い関係という幾つにも懲罰の項目がありますね。今言われた公金または町の財産の不適正処理には、減給、戒告しかないんですね。ですからこれをとると今言った、今度の処分のような軽い処分になってしまうんですね。ですから、これは今度の問題は青色申告の会計と、それと農業新聞の会計の不祥事なんですけれども、これを公金ととるか、あるいは今言った公金または町の財産に入るのか、公金となれば横領ということ、いろいろのとらえ方がありますが、その内容によって処分をされるわけではありますが、私はその内容がどうであったか把握しました。そういうことだと、今回の処分は、私は甘いとそう思っています。この1番目にあります横領、窃取、または搾取というのがありますね、これはもう免職ということになります。

私はやはりこの公金または町の財産の不適正処理というところに、やはり、免職というのを入れたほうがいいのかと、こう思っております。これから検討してまいりたいと思っております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） それでは今の町長の答弁ですと、この審査基準を見直して、厳罰化の方向で検討していくということにとらえてよろしいということですか、はい。

審査基準を一概に厳しくすれば、そういったことがなくなるかということも難しい問題かとは思いますが、それも一つのあり方だと、町長なりのその誠意の示し方だというふうに向きにとらえたいと思います。

この審査基準の基本事項の中には、それぞれの事例における一般的な処分量定を掲げたものであり、具体的な量刑の決定に当たってはいろいろ示されていて、その中に判断基準というのをその審査会とかで裁定するというような猶予を持たせているのかなというふうに思います。その審査会の決定というのが大きく処分にかかわってくるということもありますので、その民間人の登用と今回の処分が民間に比べて甘かったのではないかという批判が多数ありましたので、そういった民間からの考え方を一方で取り入れた開かれた審査会と審査基準にさせていただけることを要望して、この件については終えたいと思います。

それから、町奨学金制度の拡充についてでございますが、教育長のほうから私が提案した件に関しては、他市町と比較研究し、利用しやすいものとしていただくということで、前向

きにとらえていただいていると思ってよろしいのかと思うんですが、毎年大学受験、高校生もそうかもしれませんが、まだ大学受験生を持つ親御さんは、秋ぐらいになると必ず奨学金の話をしていただけます。どこの奨学金制度が一番有利かということをよく話をしています。

当町では菊池育英会の給付制度があって、とても他町に比べてみれば有利な奨学金制度になっているというのは、理解しておりますが、ただ、細かいところを見ていくと、例えば自宅外通学の大学生が月3万円という奨学金というのは厳しいかなと。こっちを選ぶか違うところを選ぶかすると、例えば、栃木県の育英会などでは3万8,000円、そのほか、日本学生支援機構ですか、そういった最高12万円まで貸してくださるところもありますので、やはり併用ができないとなると、たくさん借りられるところのほうに自宅外、大学の場合ですね、自宅外通学の場合は、そういったほうを借りるという例が多いのではないかなというふうに思っていますが、実際この大学生は今年度、短大、大学12名とありますけれども、この中で自宅外通学と自宅通学という割合はどういうふうになっているか、お伺いします。

議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） 現在のところ、自宅かあるいは自宅外通学かまでは把握はしておりません。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 把握されていないということなので、多分自宅から通学している人が多いのではないかなというふうに、単なる予測なんですけれども、総額で貸付金が572万円というのは、他市町と比較してそんなに悪いほうではないということですが、昨年からことし、また来年にかけて経済的に事情が困窮しています。

町としてはその経済的支援として中小企業などへの貸付とか、そういった緊急の措置をとっておりますが、そういったほかにこの大学生を持つ家庭に緊急的に経済事情が悪くなった、年度の途中でそういう不測の事態が生じたようなときにでも例えば日本学生支援機構などでは年度の途中から貸付を申請できますし、それがさかのぼって年度の初めから借りられるという制度もあるんですが、そういった年度の途中から借りられるというような方法の仕方もご検討いただけないか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 教育長。

教育長（桑野正光君） 学生支援機構のほうも緊急に貸付をするという制度もありますが、私どものほうで現在、その制度ができてはおりませんが、これから急な失業、あるいは経済

を支える方が亡くなるとか、そういうことも当然あり得ると思っておりますので、こういうことについても年度途中の採用というようなことについても、これから制度上検討していきたいと考えておりますので、これについては、私どもできるだけ利用しやすいような制度にすることが必要かと思っておりますので、想定されるものをよく精査しながら検討していきたいと考えております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 前向きにご答弁いただきまして、ありがとうございます。

あともう1点だけ、ほかの奨学金との併用ができないというのがございますよね。緊急に経済状況の悪化に対応するために、年度途中からというのと同じように併用もできるように資格条件の緩和ができないかどうか、その検討もあわせてしていただけるかどうか、お伺いいたします。

議長（石田彬良君） 学校教育課長。

学校教育課長（荒井和夫君） いまの制度ですと給付との併用はできるんですが、貸与の制度との併用はできないというふうなことで実施をしております。これは借りる側にとっても貸与というようなことなものですから、当然就学終了後、返済いただくというようなところから考えますと、月々、あるいは年賦で返還をしていただくに当たって経済的な負担というのにも発生をしてるところから、そういうふうな併用について多くの市町ではやはり併用ができないような制度になっております。この辺も含めまして、今後、研究課題とさせていただきます。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 町奨学金制度の拡充に関しては現在の経済事情に合ったより利用しやすい制度にしていただけるよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、最後に処分場問題ですが、町長に一つ確認なんですけれども、12月議会でも答弁されていましたが、北沢の不法投棄物を処分場設置で解決することが現在でき得る最善の方策というふうにとらえられて行政の継続性から処分場の要請をしているという立場にあられると思うんですが、そういったことで、現在直接設置を要望したのは前町長であります、その設置を要請したという責任は現町長にもあおりであるというような認識でいらっしゃいますか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 責任であるということは益子さんから見れば確かに責任ということになりますけれども、私ども執行部としましては、処分場をつくって処理してもらうのが最善の方法だと、そう考えておりますので、そのように考えております。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 北沢不法投棄物対策検討委員会の委員長でもいらっしゃった町長ですから、この北沢不法投棄問題に関しては、議員でいらっしゃった当時から詳しくよくご存じであるというふうに理解もしておりますし、その上で町長になって改めて処分場の設置を認めているという、その責任の所在があるということもお認めになっているということで理解してよろしいでしょうか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） その責任という意味がちょっと私にはわかりませんが、私は検討委員会の委員長もやってまいりました。そういういろいろなことを今までやってきた上で、私は私の判断として、あそこに北沢に不法投棄されたものは処分場をつくって処理するのが一番適切とそう考えて、今でもおります。

議長（石田彬良君） 益子明美さん。

〔3番 益子明美君登壇〕

3番（益子明美君） 現在、処分場要請を町として続けられているのですから、その責任の所在というのは必ずトップである、首長である町長にあるというふうに私は理解しています。20年間ですね、あそこが危険であると言いながらそのままにされてきた、そしてそれを処分場で解決しなければならないというふうな形で言ってきたということの責任も現町長にあるのではないかというふうに思っています。

最後の質問になると思いますが、町政懇談会において住民の意見を聞いていくということで、特別その地域、小口、小砂、和見の住民の方たちには対面して、この問題に関しての意見を聞く機会は設けないということで理解してよろしいのですか。

議長（石田彬良君） 町長。

町長（大金伊一君） 小林議員の質問のときにも答えたように町政懇談会をこれから開いていきます。その場において、そのような問題も当然出てくると思います。そういうことで、私はこの産業廃棄物処分場については、その場で皆さんと話し合っていきたいと、そう思っ

ています。

3番（益子明美君） 終わります。

議長（石田彬良君） 3番、益子明美さんの質問が終わりました。

散会の宣告

議長（石田彬良君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時01分